

宗教法人薬師寺（一畑山薬師寺）に対する差止請求訴訟（第二次訴訟）

消費者被害防止ネットワーク東海

1 被害の概要

一畑山薬師寺では、納骨堂に遺骨を安置し、永代供養を行うサービスを行っている。

金額は、遺骨を安置してもらう場所に応じて異なる（安いものでは1万円～、高いものだと100万円を超えるコースもある。）。

生前に申し込むことも可能とされており、生前の申込みをした消費者から、キャンセルの申入れをしたところ、キャンセル自体には応じてもらえたが、既に支払った240万円全額を返金してもらえなかつたという情報提供があった。

2 問題点と第一次訴訟

一畑山薬師寺が返金に応じない根拠は、約款に「キャンセルの際、ご返金はできません。」という条項があることにあった。

しかし、生前にキャンセルした場合、遺骨の安置も永代供養も始まっておらず、空いた場所について再募集すれば、一畑山薬師寺に何ら損害は生じないはずであるから、既払金を一切返金しないのは、解除に伴う違約金等を定める条項は平均的な損害の額を超える部分については無効とする消費者契約法9条1号に抵触すると考えられる。

そこで、当団体は、一畑山薬師寺に対して、当該条項を改めるように申し入れたが、一畑山薬師寺が応じなかつたため、平成30年1月19日、訴訟を提起した（第一次訴訟）。

第一次訴訟は、平成31年3月12日、請求の認諾により終結した。

3 第二次訴訟

その後、一畑山薬師寺は、返金規程を設け、契約日からの経過日数に応じて返金するような形に条項を改めた。

しかし、納骨前のキャンセルの場合であっても、一部しか返金されないという点では、上記問題点が解消されているとはいえない。

そこで、令和3年7月15日、第二次訴訟を提起した次第である。

4 本件訴訟の意義

納骨堂の契約で、当該条項と同様の規定を置いている寺院も多いと思われ、本件訴訟の結果がもたらす影響は大きいものと思われる。実際、本件訴訟は、寺院向けの雑誌に二度取り上げられている。

以上